

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6383-8190  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

## 大阪市民の民意を無視するな！

大阪市を廃止して4つの特別区に移行する大阪都構想が11月1日の住民投票で否決されたのは記憶に新しいことです。吉村知事はこの結果を受けて、「在職中3回目の住民投票は目指さない」と明言していました。ところが、その舌の根も乾かない11月5日、大阪維新の松井氏と吉村氏は広域行政一元化（二重行政解消）に関する条例案を来年2月議会に提案すると言いました。そして大阪府が府に業務を一部委託すると同時に、財源も移すべきだとしました。また、大阪市は残したまま24区から8つの「総合区」に移行していく考えを示しました。そして、吉村知事は「府市の二重行政解消に対して大阪市民の約半数が賛成」「賛成派の意見を尊重することも重要」と強調しました。いよいよ、大阪維新の狙いが「二重行政」の解消にあるのではなく、何が何でも大阪市の潤沢な財源（200億円）を市の権限ともども吸い上げ、カジノ誘致や大阪万博など大型開発にあることがはつきりしてきました。こうした報道を受けて大阪市民の中には「条例で二重行政解消ができるのなら、何十億円もかかる住民投票をやる必要はなかったのでは」、「都構想反対の多くの民意は無視するのか」とい声が上がっています。



## 今年の自主計算。パンフが届きました

次の申告（令和2年分）から基礎控除が所得金額に応じて変動するようになりませんが、多くの方は38万円から48万円に改定されています。パンフレットの30ページを参照してください。それに応じて給与所得控除（27ページ参照）、公的年金等控除額（34ページ参照）が10万円引き下げられています。つまりサラリーマンやパートなどの給与所得者や年金生活者の方にはプラスマイナスゼロとなるよう調整されています。扶養親族の要件も所得金額が48万円になっています。さらに青色申告で複式簿記により記帳し決算書に貸借対照表を記載した場合の特別控除も55万円となり10万円減少しています。ただしe-taxにより申告もしくは電子帳簿保存を行うと65万円の控除とされていますので、政策としてe-taxの利用や電子帳簿保存への誘導が行われています。これらの税制改正についてパンフレットで学習を進める支部集会を各支部で計画されています。ご参加ください。



## 不動産取得税について

今月、複数の会員さんから「不動産取得税」の納付書が届いたが払わないといけないのかとの相談がありました。この不動産取得税とは土地や建物を売買・新築・増改築・贈与・交換等により取得した際に発生する税金です。税額は固定資産評価額の4%とされています。土地及び住宅の場合は税率が3%になることや、特例により評価額からの控除がありますが、課税額が1千万円なら住宅でも30万円もの税額になります。専門家から説明されることが少ないのか「寝耳に水」の税金に驚かれる方が多いのが実態です。あと注意していただきたいのは土地・建物の生前贈与を検討されている場合です。こちらも「贈与」によるものですから、不動産取得税は課税されません。しかしこの不動産取得税は「相続」の場合は非課税とされています。



## 消費税転嫁に関するアンケート

中小企業庁の消費税転嫁に関するアンケートが吹田税務署から発送されています。毎年送付されていますが、これは消費税が8%に増税される際に、国会審議の中で中小企業が取引先から不当に消費税分を値引きされることや、振込の際に無断で消費税分を差し引かれるなどの事例があるとの質疑に対して、政府が是正の努力をするとの回答したことを受けて実施されています。中小企業庁では具体的な事業者の所在などが把握できないため、国税庁に依頼して文書が送付されています。税務署は確定申告をされている事業者に業種を問わず送付しているようです。回答の義務があるものではありません。もし取引上で消費税の転嫁に関する問題があれば、このアンケートを活用することもできます。



## 伝言板

無料法律相談

12月17日（木） 13時00分

北大阪総合法律事務所による無料出張相談です。相談を希望される方は予約が必要です。事前に事務局までご連絡ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におい！